

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）に係る
生産者積立金の単価

公益社団法人 京都府畜産振興協会

平成25年度より、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の肥育牛1頭当たりの生産者積立金単価は、下記の通りとなりました。

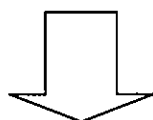
平成25年4月以降積立金請求到来牛からの積立金単価です。

記

○平成24年度の実績の生産者積立金単価と負担割合

(単位：円/頭)

区 分		肉専用種	交雑種	乳用種
生産者積立金		52,000	120,000	120,000
負 担	機構 (3/4)	39,000	90,000	90,000
	生産者(1/4)	13,000	30,000	30,000



○平成25年年度の新生産者積立金単価と負担割合

(単位：円/頭)

区 分		肉専用種	交雑種	乳用種
生産者積立金		72,000	120,000	100,000
負 担	機構 (3/4)	54,000	90,000	75,000
	生産者(1/4)	18,000	30,000	25,000

以上